

まもりたまへ



最低賃金

滋賀県最低賃金
令和5年10月1日発効
時間額

967円

特定（産業別）最低賃金（令和5年12月31日発効）

1,000^{時間額}円

ガラス・同製品、
セメント・同製品、
衛生陶器、
炭素・黒鉛製品、
炭素繊維製造業

1,013^{時間額}円

はん用機械器具、
生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

1,003^{時間額}円

計量器・測定器・
分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・
電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

1,016^{時間額}円

自動車・
同附属品製造業

※1 最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は含まれません。

- ①結婚手当など臨時に支払われる賃金 ②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
③時間外手当 ④休日手当 ⑤深夜手当の割増部分 ⑥精皆勤手当 ⑦通勤手当 ⑧家族手当

※2 特定（産業別）最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。

※3 派遣労働者は、派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。

※4 特定（産業別）最低賃金は、上記の他「紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業」最低賃金（時間額 789 円）、「各種商品小売業」最低賃金（時間額 840 円）がありますが、滋賀県最低賃金が適用されます。



お問い合わせ先

滋賀労働局賃金室 077(522)6654 彦根労働基準監督署 0749(22)0654

大津労働基準監督署 077(522)6616 東近江労働基準監督署 0748(22)0394

滋賀労働局のホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html